第百十二条中「同条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「においては」を「には」に改める。

第百十三条第三項中「数市町村合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「数区合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　数区合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第百十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　数市町村合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人）

第百十三条の二　公職選挙法施行令第七十条の四から第七十条の八までの規定は、国民投票において法第七十六条第四項の規定により開票立会人を選任する場合について準用する。この場合において、これらの規定（同令第七十条の四第一項の規定を除く。）中「所属選挙人名簿登録者数」とあるのは「所属投票人名簿登録者数」と、「政党その他の政治団体」とあり、及び「公職の候補者」とあるのは「政党等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条の四第一項	分割開票区を	分割開票区（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「憲法改正手続法施行令」という。）第五十九条の四第一項に規定する分割開票区をいう。以下同じ。）を
	所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日前の直近の法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において、当該開票区に属する投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を合計した数をいう。	所属投票人名簿登録者数（国民投票の期日前十五日に当たる日現在において、当該開票区に属する投票区の投票人名簿に登録されている投票人の数を合計した数をいう。
	（所属選挙人名簿登録者数の所属選挙人名簿登録者数	（所属投票人名簿登録者数の所属投票人名簿登録者数
	政党その他の政治団体	政党等（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第百六条第二項に規定する政党等をいう。以下同じ。）

第七十条の五第一項	数市町村合同開票区を	数市町村合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第一項に規定する数市町村合同開票区をいう。以下同じ。）を
	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五第三項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の五第五項	数区合同開票区を	数区合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第二項に規定する数区合同開票区をいう。以下同じ。）を
第七十条の五第六項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五第八項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項
第七十条の六第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第五項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の六第六項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第八項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項